

## 【NISA(ニーサ)とは?】

こんにちは、税理士の樋口です。最近、テレビや新聞雑誌などで、よく耳にする「NISA(ニーサ)少額投資非課税制度」。すでに口座開設申込された方も多いと思いますが、これから年末にかけて申込を予定されている方もいらっしゃると思いますので、今回はこの「NISA」について、ご説明したいと思います。



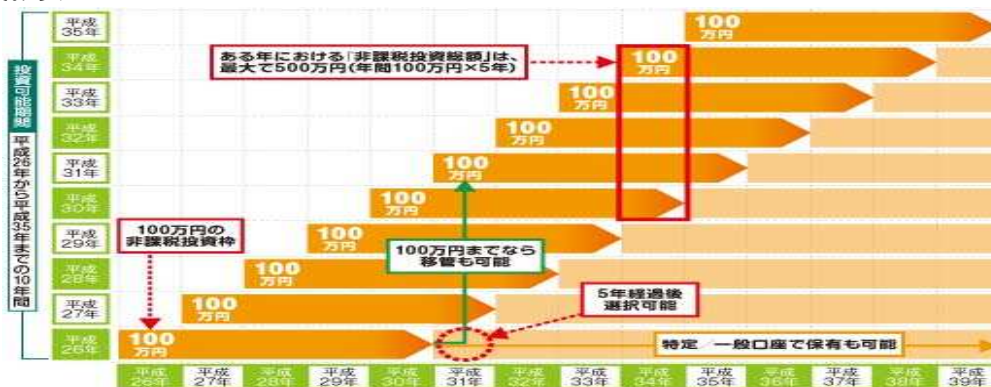
### 1.来年(平成 26 年)から証券税制が大きく変わる?

上場株式や株式投資信託の譲渡益や配当にかかる税率は、今年(平成 25 年)末までは軽減税率 10.147%(復興税込)ですが、**来年(平成 26 年)1 月から原則税率の 20.315%(復興税込)に約 10%アップ**します。

### 2.NISA(ニーサ)って何?

税率が上がる代わりに、平成 26 年 1 月から「NISA」がスタートします。毎年 100 万円までの非課税投資枠が設定され、**投資金額 100 万円までの株式投資や投資信託にかかる売却益や配当金が非課税**になります。**平成 35 年までの 10 年間**、毎年新たに 100 万円の非課税枠が追加され、**非課税期間は最大 5 年間**。途中で売却した場合は非課税枠を使ったとみなされ、再利用はできません。さらに、**非課税枠を使つての投資総額は合計 500 万円まで**となっていて、それ以上の金額は非課税の対象にはなりません。

#### <制度概要のイメージ>



例えば平成 26 年に 100 万円 T 社株に投資し、3 年後、株価が倍の 200 万円になって売却したとします。普通口座であれば、100 万円の 20.315%で 203,150 円の税金がかかりますが、NISA口座を利用していたとすると、100 万円までは**非課税なので税金はゼロ**になります。

### 3. ココに注意!

NISA 口座について、いくつか注意点をまとめましたので、ご確認下さい(**特に④が重要です!**)。

#### ① 1 人 1 口座しか開設できない?

NISA 口座は、**20 歳以上の方 1 人が 1 つの金融機関**にしか開設できません。2 つの金融機関に分けて 2 つ口座を開設することなどはできません。但し、口座開設期間 10 年のうちに 2 回(4 年経過後)、金融機関を変更することもできます。手数料や取扱商品の豊富さなども参考に、まずは金融機関選びが大事ですね。

#### ② 既に運用している株や投信は対象外?

**NISA は新規投資が前提**なので、既に特定口座等で運用している商品を、NISA 口座に移すことはできません。

#### ③ その年の投資額が 100 万円に満たなかった場合の非課税枠の取り扱いは?

1 年間の投資金額が 90 万円の場合、残りの 10 万円の枠を翌年の非課税枠に繰り越すことはできません。**100 万円に満たなかった非課税枠は、その年使い切り**になります。

#### ④ 利益は...非課税、では損失は...どうなる?

現状、上場株式等の売却損は、譲渡益や配当と損益通算ができ、損益通算できなかった損失は 3 年間繰越すことができます。しかし、NISA の口座で運用した株式等で売却損になった場合は、**特定口座など他の口座との損益通算や損失の繰越はできず、NISA 口座内での損益通算等もできません**。損失はなかったものとして扱われてしまいます。NISA で運用する商品は、特に**値下がりのリスクが少ない商品選びが重要**ですね。

#### ⑤ 短期で売却すると枠が減る?

上記のとおり、NISA 口座内に 50 万円で投資して 80 万円で売却すると売却益 30 万円は非課税になりますが、当初に資した 50 万円分の**非課税枠の再利用はできません**。短期の売却を繰り返すと非課税のメリットが失われていきますので、5 年間の期間を最大限に利用する**長期保有を前提とした運用に向いている**ようですね。

(代表・税理士/樋口 智勇)